

4 川 監 公 第 1 6 号

令 和 4 年 1 2 月 9 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

川崎市信用保証協会

(所管部局 経済労働局経営支援部金融課)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市スポーツ協会

(所管部局 市民文化局市民スポーツ室)

イ 公益財団法人川崎市学校給食会

(所管部局 教育委員会事務局健康給食推進室)

ウ 公益財団法人川崎市生涯学習財団

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 指定管理者

ア 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市多摩老人福祉センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 陽光ホーム

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

ウ 川崎市営霊園パートナーズ

公の施設の名称 川崎市緑ヶ丘霊園

川崎市早野聖地公園

川崎市緑ヶ丘霊堂

(所管部局 建設緑政局緑政部霊園事務所)

エ シンコースポーツ株式会社

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

(所管部局 幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

オ 大山街道ふるさと館共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

(所管部局 高津区役所まちづくり推進部総務課)

カ 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ S E L F

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

(所管部局 高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

キ フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

(所管部局 宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

ク たまスポーツムーブメント共同事業体

公の施設の名称 川崎市多摩スポーツセンター

(所管部局 多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

ケ あさおスポーツムーブメント共同事業体

公の施設の名称 川崎市麻生スポーツセンター

(所管部局 麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

3 監査の範囲

主に令和3年度の出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和4年9月1日から同年11月22日まで

5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者へ

の質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、今回の監査に当たっては、本市上下水道局における物品調達に係る不正行為や、川崎市営霊園における指定管理者による墓地管理料の着服があったことから、物品の調達、受入検査等の状況、現金の取扱状況について注意深く確認を行った。その結果、不正行為は確認されなかったものの、物品受入検査等のルールが定められていない事例や、発注から納品までの事務手続を同一人物が行っていた事例等があった。市は、出資団体及び指定管理者に対して、物品受入検査等のルール化や、相互けん制機能の強化を図るなど、不正行為等の未然防止に向けた取組を推進するとともに、その状況を適切に把握されたい。

（1）財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 補助金の事務手続を適正に行うべきもの

川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領（平成19年2月7日18川経融第335号。以下「交付要領」という。）第2条によると、川崎

市内の中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするために、借受者への支援としての保証料補助金について、川崎市信用保証協会に対し交付することとされている。また、第4条第1項によると、交付する保証料補助金の対象は、川崎市中小企業融資制度要綱別表第2及び川崎市事業承継特別保証資金要綱第10条第1項に定める特別保証料率を適用する資金に係る当初融資実行時又は条件変更時に生じる保証料とするとされている。

保証料補助金については、交付要領第6条及び第7条によると、川崎市信用保証協会会長は、補助金の交付を受けようとするときは、算定根拠を確認できる明細表を添付し、補助金交付申請書及び実績報告書を市長に提出しなければならないとされており、当該申請書等を受理した市長は、申請書等の内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとされている。また、交付要領第13条によると、既に交付した補助金が、繰上返済及び条件変更を行ったことにより差額が生じたときは、川崎市信用保証協会は、市に対し保証料補助金を返還しなければならないとされ、算定根拠を確認できる明細書を提出するものとされている。

保証料補助金の交付及び返還に係る申請書類等をみたところ、川崎市信用保証協会の補助金申請用に構築したシステムの不備により、市と川崎市信用保証協会の間における補助金の交付及び返還手続において、次の事例があった。

市は、財政援助団体から提出される明細書等の書類を適切に確認するとともに、財政援助団体に対し、補助金に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。

(ア) 条件変更により差額が生じた補助金が返還されていなかった事例

(イ) 条件変更によって返還された補助金が過少になっていた事例

(ウ) 当初融資実行に係る交付申請がなく補助金が交付されていない案件について、補助金が交付されているものとして条件変更により差額が返還されていた事例

(川崎市信用保証協会)

(経済労働局経営支援部金融課)

(2) 出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項で改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 規程に基づき債権管理を適正に行うべきもの

(ア) 給食費について、納入期限を管理しておらず、滞納金の発生した時点が不明となっていた事例

(イ) 督促状及び催告状について、規程に定める期間を超えて納入期限を指定していた事例

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

イ 費用負担を整理すべきもの

複写機の使用において、出資団体に係る費用を市が負担していた事例

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

ウ 見積合せを適正に行うべきもの

見積合せにおいて、一部金額の記載がなく、見積書に不備がある業者と契約していた事例

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

エ 契約事務を適正に行うべきもの

(ア) 個人情報を取り扱う業務委託について、出資団体と受注者の間で締結した契約書において別記と定めた特記事項が添付されていなかった事例

(イ) 業務委託の再委託について、受注者から提出された書面が約款に定められた内容を具備していなかった事例

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

オ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

(ア) 廃棄済の什器備品が固定資産台帳に登載されたままとなっていた事例

(イ) 什器備品が固定資産台帳に登載されていなかった事例

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

カ 財務諸表等を適正に作成すべきもの

(ア) 特定資産のスポーツ振興・協会運営積立金について、異なる名称で記載されていた事例

(イ) 財産目録に記載されている会計区分が誤っていた事例

(ウ) 財産目録において、長期リース債務の期間に係る記載が誤っていた事例

(公益財団法人川崎市スポーツ協会)

(市民文化局市民スポーツ室)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの

川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年川崎市条例第20号）第9

条第3項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとしてされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、利用料金の額について、条例別表に定める金額の範囲内であったものの、あらかじめ市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

イ 川崎市物品会計規則に基づき備品を管理すべきもの

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号。以下「物品会計規則」という。）第59条によると、物品管理者は備品整理簿を備えて整理しなければならないとされており、第68条第1項によると、物品の出納保管その他の会計事務について、原則として、総合財務会計システムにより行うものとしてされている。また、川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センター指定管理仕様書によると、指定管理者は、市が提供する備品一覧を参考に、「備品管理簿」を整備するものとされている。さらに、仕様書によると、物品会計規則の規定に基づき、市は、毎年度1回、備品を中心とした物品の管理状況について検査を行うとされている。

川崎市多摩老人福祉センターにおける本市帰属備品の管理状況をみたところ、市は、指定管理者に提供した備品について、備品整理簿に登載して管理していなかったほか、現物との照合を行わずに実態と異なる備

品一覧を指定管理者に提供していた。また、市は、物品会計規則に基づく検査を実施していなかった。

市は、速やかに現物との照合を行い、物品会計規則に基づき、備品整理簿を整備した上で、指定管理者に対し、備品の適正な管理に努めるよう指導されたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 減免に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）第5条第2項によると、市長は、特に必要があると認めるときは、霊堂使用料を減額し、又は免除することができるかとされている。

霊堂使用料の減免に係る手続についてみたところ、指定管理者が減免の決定を行っていた。

市及び指定管理者は、条例に基づき、適正な手続を行われたい。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

エ 正確な収支状況を報告すべきもの

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市高津スポーツセンターの事例

修繕費及び委託費に計上誤りがあった。

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 川崎市宮前スポーツセンターの事例

教室収入及び商品仕入れに計上誤りがあった。

(フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

オ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 適正な年度区分で会計処理を行うべきもの

川崎市大山街道ふるさと館において、令和3年度分の施設利用料が令和4年度収入として計上されていた事例

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

(イ) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市多摩老人福祉センターにおいて、講座教材費に係る収納金を経理規程に定める期間内に、金融機関に預け入れしていなかった事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 未返還受講料を適切に返還すべきもの

川崎市高津スポーツセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用中止に係る教室受講料が未返還となっていた事例

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(エ) 年度協定により定めるべき事項を適正に記載すべきもの

川崎市早野聖地公園において、管理区域が年度協定に定められていなかった事例

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(オ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 陽光ホームの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(c) 市が貸与している備品が指定管理者の備品一覧に登載されていなかった。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

(シンコースポーツ株式会社)

(幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

c 川崎市大山街道ふるさと館の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(c) 指定管理者の備品台帳の備品番号が誤っていた。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

d 川崎市宮前スポーツセンターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

e 川崎市多摩スポーツセンターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(たまスポーツムーブメント共同事業体)

(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

f 川崎市麻生スポーツセンターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理者の物品台帳に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(d) 市が貸与している備品が指定管理者の物品台帳に登載されていなかった。

(あさおスポーツムーブメント共同事業体)

(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

(カ) 収益又は費用を適正に計上すべきもの

a 川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園及び川崎市緑ヶ丘霊堂の事例

事業報告書において、自主事業に計上すべき収入がその他収入に計上されていた。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

b 川崎市多摩老人福祉センターの事例

事業報告書において、法定福利費の金額が、指定管理者の決算書と一致していなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

c 川崎市多摩スポーツセンターの事例

(a) 事業報告書において、指定管理業務外の収入が誤って計上されていた。

(b) 事業報告書において、使用料及び賃借料と委託費に計上誤りがあった。

(たまスポーツムーブメント共同事業体)

(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

(キ) 現金の管理手続を適正に行うべきもの

陽光ホームにおいて、長期に渡り保管されていた不明金について、原因の調査を行わずに拾得金として計上していた事例

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ク) 小口現金等の出納の記録を適切に作成すべきもの

川崎市高津スポーツセンターにおいて、小口現金及び切手について、出納の記録が適切に作成されていなかった事例

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(ケ) 業務の位置付けを明確にすべきもの

a 川崎市多摩老人福祉センターの事例

有料で行われている複写機の利用サービスについて、協定書、仕

様書、事業計画書等に定められていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

b 陽光ホームの事例

有料で行われている公衆電話の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(コ) 報告書等の管理を適正に行うべきもの

a 年次事業計画書について、市が提出期日を指定しておらず、提出日の管理を行っていなかった事例

b モニタリング報告書について、提出期日を過ぎて提出されていた事例

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和3年度)

(1) 川崎市信用保証協会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和23年9月28日
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 3億9,175万円
補助金の名称	川崎市制度融資信用保証料補助金 3億5,283万円 中小企業支援代位弁済補助金 3,891万円

2 出資団体

(基本財産は令和4年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市スポーツ協会

団体の概要

設立年月日	平成4年7月3日
設立目的	市民のスポーツ文化の普及・振興、競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図ることにより、川崎市のスポーツ振興の核づくりに努め、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため。
基本財産	1億1,000万円
本市の出捐状況	4,500万円(出捐率40.9%)

(2) 公益財団法人川崎市学校給食会

団体の概要

設立年月日	昭和33年5月1日
設立目的	この法人は、川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与するため。
基本財産	100万円
本市の出捐状況	100万円(出捐率100.0%)

(3) 公益財団法人川崎市生涯学習財団

団体の概要

設立年月日	平成2年5月22日
設立目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与するため。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円（出捐率100.0%）

3 指定管理者

（指定管理料は令和3年度）

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市多摩老人福祉センター

施設の概要

設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設置場所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	4,379万円

(2) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 陽光ホーム

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助に関すること。 2 一般相談支援事業に関すること。 3 特定相談支援事業に関すること。 4 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	667万円

(3) 川崎市営霊園パートナーズ

公の施設の名称 川崎市緑ヶ丘霊園

川崎市早野聖地公園

川崎市緑ヶ丘霊堂

施設の概要

設置目的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、墓地及び霊堂の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
設置場所	川崎市緑ヶ丘霊園 川崎市高津区下作延1, 241番地 川崎市早野聖地公園 川崎市麻生区早野732番地 川崎市緑ヶ丘霊堂 川崎市高津区上作延33番地
主な事業内容	<川崎市緑ヶ丘霊園及び川崎市早野聖地公園> 1 墓地の施設及び設備の維持管理に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務 <川崎市緑ヶ丘霊堂> 1 霊堂の利用許可に関すること。 2 霊堂の施設及び設備の維持管理に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、霊堂の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	2億2,041万円

(4) シンコースポーツ株式会社

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

施設の概要

ア 川崎市幸スポーツセンター

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	3,987万円

イ 川崎市石川記念武道館

設置目的	主として武道を通して、市民体育の普及及び振興を図り、もって豊かな市民生活の形成に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区下平間357番地
主な事業内容	1 武道の指導及び助言に関すること。 2 武道団体の育成に関すること。 3 武道の指導者の育成のための講習会の開催に関すること。 4 武道のために施設及び設備を利用に供すること。 5 その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1,440万円

(5) 大山街道ふるさと館共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

施設の概要

設置目的	川崎市における協往還の一つである大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等（以下「資料等」という。）の展示を行うとともに、市民に学習の場を提供し、もって市民の文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口3丁目13番3号
主な事業内容	1 資料等の展示に関すること。 2 施設及び設備の利用に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	2,540万円

(6) 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区二子3丁目15番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	4,885万円

(7) フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	3,600万円

(8) たまスポーツムーブメント共同事業体

公の施設の名称 川崎市多摩スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	8,932万円

(9) あさおスポーツムーブメント共同事業体

公の施設の名称 川崎市麻生スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	4,294万円